

議案第8号

加西市母子等福祉年金条例を廃止する条例の制定について

加西市母子等福祉年金条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市母子等福祉年金条例を廃止する条例

加西市母子等福祉年金条例（昭和 47 年加西市条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

児童福祉の推進を図るため、昭和 47 年に加西市母子等福祉年金条例を制定し、市独自に親が死亡した又は親に 1 年以上遺棄されている児童を養育する保護者等に対し年金を支給してきた。その後、国の法整備により、児童扶養手当や遺族基礎年金等の公的制度が拡充され、母子等福祉年金の役割が充足されたため、当該条例を廃止するもの。